

# クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進 (国家戦略特別区域法 第16条の7)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

- ・クールジャパン・インバウンド対応等に係る専門性を有する外国人材に対し、その受入れニーズは急速に多様化・拡大
- ・クールジャパン・インバウンド分野に関わる外国人材の受入れについては、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「技能」の現行の上陸許可基準で求められる学歴又は実務経験といった要件を満たした上で、入国・在留が可能

### 特例措置

クールジャパン・インバウンド対応分野の受入れを促進するため、活動内容が「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」に該当する場合、現行の上陸許可基準で求められる学歴や実務経験要件と同等の知識・技能等の水準を、国内外の資格・試験や受賞歴等で代替できる制度を創設。

### 効果

- ・クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入れ・就業の促進
- ・クールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応の促進

## 規制改革の概要

### クールジャパン・インバウンド分野



代替  
基準

### 上陸許可基準

学歴 又は 実務経験

### 受賞歴



### 資格・検定

○×検定  
1級

専門的な外国人材の  
一層の受入れ促進!

